

被災農業者向け経営体育成支援事業

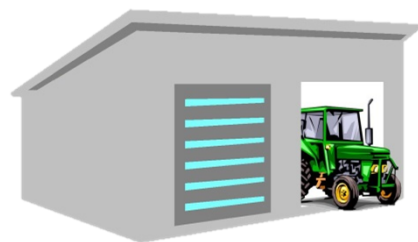
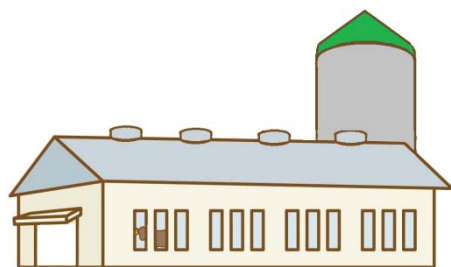
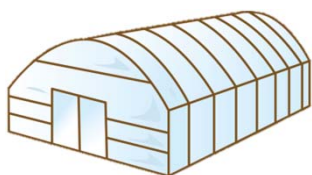
～平成28年熊本地震対策の実施について～

平成28年熊本地震により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援します。

Point

- 1 農業用施設・機械の復旧後、営農を再開する農業者の方への支援です。
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（畜舎、農業用ハウス、加工施設等）の再建・修繕や、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
- 3 農産物の生産に必要な施設については、撤去費用についても助成します。
- 4 熊本地震により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付け、費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類の保存をお願いします。



お問い合わせ先

本事業による農業者への支援は市町村を通じて行われます。

本事業の詳細や、地方公共団体の追加支援などは、被災した施設の所在する市町村・県の農政担当部局や以下の九州農政局等へお問い合わせ下さい。

〔九州農政局〕

経営・事業支援部経営支援課

096-211-9111(内線 4493、4495)

〔農林水産本省〕

経営局就農・女性課経営体育成支援室

03-6744-2148(直通)



施設の再建・修繕等について

助成の対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕（必要な資材を購入して自ら再建・修繕する場合を含む）

（例）：畜舎、農業用ハウス、育苗施設、農作業用施設（農機具格納庫や農業資材庫）、堆肥製造施設、加工施設、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチなど

- (2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕

（例）：トラクター、田植機、コンバインなど

- ※ 以下のものは対象となりません。
 - ・ 農業生産・加工に必要な施設以外の施設（販売に関する施設等）
 - ・ 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
 - ・ 消耗品（トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- ※ 施設の強度の向上や規模拡大等を行うことも可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。
- ※ 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象になります。

助成を受けるための主な要件

地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）
又は金融機関からの融資を受けていること。

助成率

事業費 × 1/2以内（国による支援分）

- ※ 残りの部分について、地方公共団体が一部負担します。（地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は、1/10になります。）

- 園芸施設共済の対象となる施設については、
 - ① 共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、
 - ② 共済未加入の場合は4/10となります。



施設等の撤去について

助成の対象となる事業内容

被災した施設（農産物の生産に必要なもの）の解体、廃材の運搬・処理。

助成を受けるための主な要件

国の助成金の額以上を地方公共団体が助成していること。

助成率

定額助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する（した）費用のうちいずれか低い額 × 1/2（国による支援分）

- ※ 残りの部分については、地方公共団体が1/2相当を支援します。

※ 実際に支払われる補助金額は、各地方公共団体の助成金額や園芸施設共済の加入状況等により異なります。